

糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画（案）

令和 年 月

糸 魚 川 市

目次

第1章 推進計画策定の意義

- 1 推進計画策定の目的 1
- 2 本計画の位置付け 1
- 3 本計画の期間 2

第2章 犯罪被害者等支援について

- 1 支援施策の位置付けと分類 2
- 2 支援の目的と支援体制 3

第3章 基本理念と取組の方向性

- 1 個人の尊厳を尊重した支援 4
- 2 状況に応じた適切な支援 4
- 3 継続的な支援 4
- 4 プライバシー及び個人情報の配慮 4

第4章 基本方針

- 1 支援体制の整備・充実 5
- 2 見舞金の支給 5
- 3 心身の被害回復 5
- 4 日常生活の支援 5
- 5 犯罪被害者等への理解の促進 6

第5章 支援施策

. 6

資料編

- 新潟県内の刑法犯認知件数と検挙人員 13
- 新潟県内の交通事故発生状況の推移 13
- 糸魚川警察署管内の刑法犯認知件数と検挙人員 14
- 糸魚川市内の交通事故発生状況の推移 14
- 犯罪被害者等基本法 15

糸魚川市犯罪被害者等支援条例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
糸魚川市犯罪被害者等見舞金支給規則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」(平成22年12月17日、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議)としていますが、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…(省略)…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」(平成30年11月22日、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」文化審議会国語分科会)と確認されています。

これらを踏まえ、糸魚川市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」とひらがなで表記します。ただし、法令やそれに基づく制度などの固有名詞は「障害」と漢字で表記します。

1 推進計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な犯罪被害だけでなく、中長期にわたる身体や精神的な苦痛、経済的困窮、誹謗中傷などの二次的被害に苦しめられることが多く、平穏な暮らしを取り戻すには多くの人々による社会的支援を必要とします。

このような背景から、国では、平成17年に犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法を施行し、同法第5条で、犯罪被害者等の支援に関し地域の状況に応じた施策を作成、実施することを地方公共団体の責務と決めました。

新潟県では、近年の県内外での凶悪犯罪の発生状況、また犯罪被害者等の二次的被害の現状から、これまでの「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」で規定していた「犯罪被害者等に対する支援」を、令和3年4月に「新潟県犯罪被害者等支援条例」を施行、同年7月には「新潟県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等への支援を強化に総合的・計画的な支援施策を推進することとしました。

これらの状況を踏まえ、糸魚川市においても、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、市及び市民等の責務や講ずべき施策を定めた「糸魚川市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を新たに制定し、令和4年4月1日に施行しました。

この条例に基づき、犯罪被害者が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、当市の犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進していくことを目的に、「糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 本計画の位置付け

本計画は、市条例第7条（犯罪被害者等の支援に関する計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

3 本計画の期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

第2章 犯罪被害者等支援について

1 支援施策の位置付けと分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安心して暮らせる地域社会に密接に関わりを持つものです。ここでは、支援施策の位置づけと分類について整理します。

(1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体となり市民の安全・安心に資するものです。

防犯施策は、犯罪被害の発生を防止する「事前の措置」であり、様々な施策を通じ犯罪を起こさせない、被害に遭わない社会をつくる施策であるのに対し、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策をすり抜けて発生してしまった犯罪被害者に対する「事後の措置」として位置づけるものです。

犯罪被害者等が一日でも早い被害の軽減・回復に役立つ体制を整備することは、安心して暮らせる地域社会を実現することに一層資するものです。

(2) 支援施策の分類

糸魚川市の犯罪被害者等支援施策は、大きく三つに分類します。

① 市条例による支援

市条例の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した支援施策です。

② 庁内連携による支援

本市の各課には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、これを犯罪被害者等支援の担当課が調整役となり、関係各課で連携協力しながら適用することで機能するものです。

③ 関係機関連携による支援

本市が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、相互の補完的な関係性において、各機関の長所を生かした支援を実施するものです。

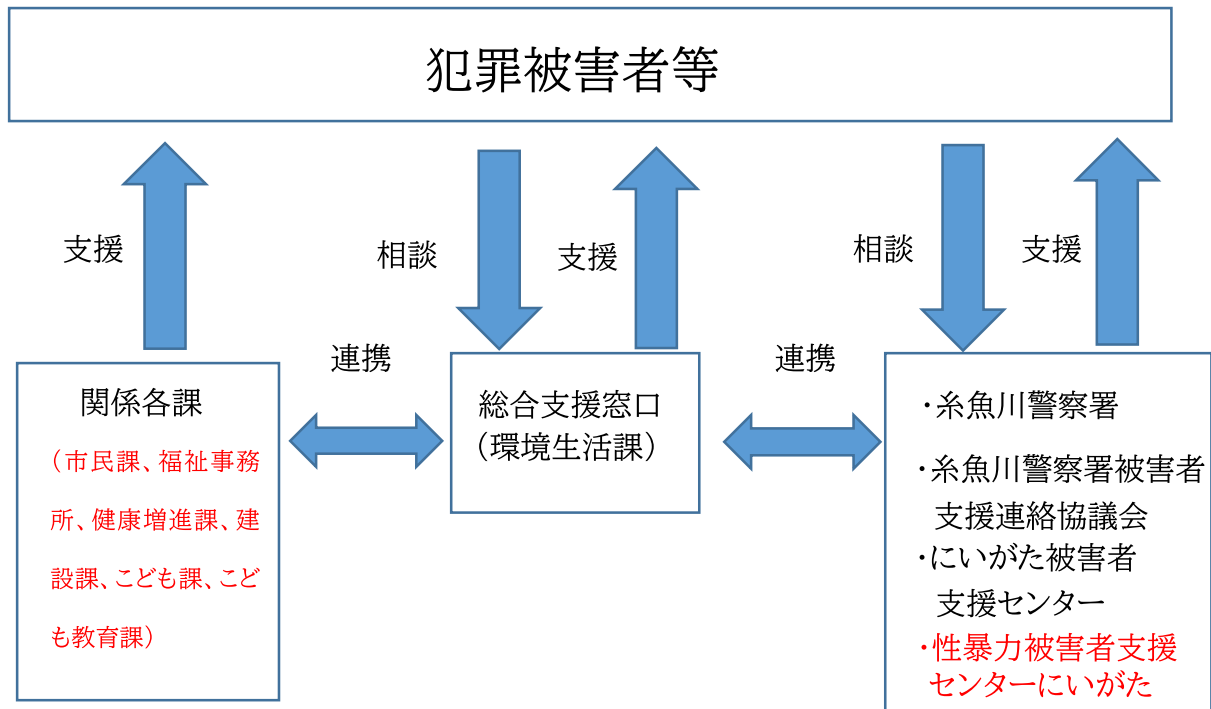
2 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、重点を置くべきは、各種支援策を通じて受けた被害を軽減及び回復し、平穏な生活を一日も早く取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状況は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するためには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心として、関連する業務を行う関係各課との庁内連携を図るとともに、糸魚川警察署及び糸魚川警察署被害者支援連絡協議会と連携し支援を実施します。

支援体制イメージ



第3章 基本理念と取組の方向性

市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪を受けてから平穏な生活を取り戻すまでの間、継続的な支援が可能となるよう、4つの基本理念と取組の方向性を示します。

1 個人の尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等の支援は、社会のかけがいのない一員として当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものです。

支援の実施者は、このことを念頭に置き、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

2 状況に応じた適切な支援

犯罪被害には、生命、身体、精神及び財産等様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により、千差万別です。

犯罪被害者等への支援は、このような事情を理解したうえで行う必要があり、個々の事情に配慮し、適切な支援活動を行います。

3 継続的な支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化します。

犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的な状況や就労など生活環境の回復にかかわる支援が必要となります。

支援内容が変化することは、適用される制度や関係課等が変わることも多いため、制度や関係各課等が変わっても継続性を持って支援を行います。

4 プライバシー及び個人情報の配慮

犯罪被害者等への支援にあたっては、被害者が推知されたり、被害状況が明らかになることで、被害者のプライバシーが著しく侵害され、二次的被害や再

被害につながるおそれがあることから、プライバシーに十分配慮し、適切に行う必要があります。

第4章 基本方針

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安全で安心して暮らせる地域社会が実現できるよう5つの基本方針を定め、取組を進めていきます。

1 支援体制の整備・充実

犯罪被害者等は、犯罪に遭うといった直接的被害のほかに、未知の様々な問題に直面することとなりますが、これらを自力で解決することは非常に困難です。このため、犯罪被害者等に寄り添い、相談に乗り、情報を提供し、助言を行うことができるよう努めます。

2 見舞金の支給

犯罪被害者本人が死亡したり、怪我をするなどで働けなくなったなどの場合は収入が途絶える一方で、様々な出費により生活が困窮することがあります。市独自の見舞金を早期に給付することで、経済的負担の緩和に努めます。

3 心身の被害回復

犯罪被害者等は、犯罪等により長期にわたる治療を要したり、後遺障害や精神的な後遺症に苦しめられることもあります。このため専門機関との連携を含め、必要な保健・医療・福祉サービスの提供が受けられるよう支援するとともに、心身の安全確保が図られるよう支援することにより、精神的・身体的被害からの回復を支援します。

4 日常生活の支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りながら、犯罪被害者等の置かれた個々の状況に応じ、日常生活・社会生活を円滑に営むための支援や、居住の安定、雇用の安定を図ります。

5 犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、多くの人の理解が必要となります。

周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状態を理解して、寄り添い、支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解が促進されるよう努めます。

第5章 支援施策

糸魚川市は、市条例の目的である犯罪被害者等が受けた被害の軽減、及び犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のため、次のように基本方針ごとに支援施策を設定します。

1 支援施策（基本方針1）

支援体制の整備・充実

【相談及び情報の提供等】市条例第9条第1項

支援施策	内容	担当課
警察・糸魚川警察署被害者支援連絡協議会、にいがた被害者支援センター、性暴力被害者支援センターにいがた、関係各課への情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得たうえで、警察や糸魚川警察署被害者支援連絡協議会、にいがた被害者支援センター、性暴力被害者支援センターにいがた、関係各課に情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	環境生活課

【総合的に行うための窓口の設置】市条例第9条第2項

支援施策	内容	担当課
総合窓口の設置	犯罪被害者等の相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な窓口を設置します。また、適切な支援を行うため職員研修に努めるとともに、相談内容に応じた支援を案内できるよう、関係各課の役割を明確にし、関係機関の業務内容を周知します。	環境生活課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、見舞金制度について周知します。	環境生活課

2 支援施策（基本方針2）

見舞金の支給

【見舞金の支給】市条例第10条

支援施策	内容	担当課
見舞金の支給・制度内容等の案内	見舞金の支給対象となる事件が発生した場合、被害者等に対し速やかに支給手続を案内します。	環境生活課

3 支援施策（基本方針3）

心身の被害回復・防止

【心身に受けた影響からの回復】市条例第11条

支援施策	内容	担当課
第三者による傷病届出制度の案内	第三者による傷病届出制度の説明と手続を案内します。	健康増進課
療養費・高額療養費の支給制度の案内	療養費及び高額療養費の支給制度の説明と手続を案内します。	健康増進課
障害を負った方に対し、障害者手帳の説明と手続き案内	障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳）の説明と手続を案内します。	福祉事務所
障害を負った方に対し、障がい者に対する障害福祉サービス制度の案内	障がい者に対する障害福祉サービス制度の説明と手続を案内します。	福祉事務所
障害を負った方に対し、障がい者に対する医療費制度の案内	障がい者に対する医療助成制度（重度障害者（児）医療費助成・精神障害者医療費助成）の説明と手続を案内します。	福祉事務所
自立支援医療費の負担軽減制度の案内	自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院）の説明と手続を案内します。	福祉事務所
心理的外傷や心身に受けた影響に関する相談受付	心理的外傷や心身に受けた影響に関する相談対応を行います。	福祉事務所

4 支援施策（基本方針4）

日常生活の支援

【日常生活の支援及び配慮】市条例第12条

支援施策	内容	担当課
生活福祉貸付制度の案内	生活福祉貸付制度（社会福祉協議会事業）の説明と手続を案内します。	福祉事務所
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続を行います。	福祉事務所
税の控除、納税の猶予の案内	税の控除（医療費控除、ひとり親控除等）または、納税の猶予を受けるための説明と手続を案内します。	市民課
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免の案内	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免説明と手続を案内します。	健康増進課
国民年金保険料の免除の案内	国民年金保険料の免除の説明と手続を案内します。	市民課
児童扶養手当の案内	児童扶養手当の説明と手続を案内します。	こども課
ひとり親家庭の医療費助成の案内	ひとり親家庭の医療費助成説明と手続を案内します。	こども課
放課後児童クラブの案内	放課後児童クラブの案内説明と手続を案内します。	こども課
就学援助制度の案内	就学援助制度の説明と手続を案内します。	こども教育課
犯罪被害により本人又は生計維持者が生活困窮した場合に、生活困窮者の自立支援の相談対応	生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	福祉事務所
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安のある場合に、 介護の相談、各種福祉サービスの利用等 の相談対応を行います。	福祉事務所
成年後見制度の相談対応	成年後見制度に関する相談対応を行います。	福祉事務所
障害者差別解消法に関する相談対応	障害者差別解消法に関する障がい者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。	福祉事務所

支援施策	内容	担当課
障害者虐待に関する相談対応	犯罪被害者等が障害者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。	福祉事務所
DV相談受付、関係機関との情報共有	DVに関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。	環境生活課・福祉事務所
DV被害者に対する自立支援	DV被害者に対する自立支援の援助を行います。	環境生活課・福祉事務所
母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（新潟県事業）の案内を行います。	こども課
犯罪被害者等の子育てに関する相談受付	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。	こども課
子どもの虐待被害相談対応	子どもの虐待被害に関する相談対応（被虐待児童への心理的ケア含む）を行います。	こども課
スクールカウンセラーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒が在籍する学校にスクールカウンセラーを派遣します。	こども教育課

【安全の確保】市条例第13条

推進施策	内容	担当課
犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱い	関係各課において、犯罪被害者等の犯罪被害に関する情報を、支援に関与しない者や機関に対してみだりに提供しないなど、糸魚川市個人情報保護条例により適切に取り扱います。	関係各課
DV被害者の一時保護	DV被害者の避難所への一補保護の説明と手続を案内します。	環境生活課・福祉事務所
被虐待児童の一時保護	被虐待児童の一時保護を行います。	こども課
被虐待障がい者の一時保護	被虐待障がい者の一時保護を行います。	福祉事務所
被虐待高齢者の一時保護	被虐待高齢者の一時保護を行います。	福祉事務所
児童養護施設等の入所支援	被虐待児童の児童養護施設等への入所支援を行います。	こども課
高齢者施設等の入所支援	高齢者施設等の入所支援を行います。	福祉事務所

推進施策	内容	担当課
障害者施設等の入所支援	障害者施設等の入所支援を行います。	福祉事務所
DV被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する住民基本台帳の閲覧制限や各種証明（住民票・戸籍附票含む。）の発行制限を行います。	市民課

【住居の安定】市条例第14条

支援施策	内容	担当課
市営住宅への入居相談対応	犯罪行為により住宅に住めなくなった犯罪被害者等に対する市営住宅入居の相談対応を行います。	建設課
一時的な住居確保の相談	犯罪被害者等からの申出により、一時的な住居の確保に必要な情報の提供を行います。	環境生活課

【雇用の安定】市条例第15条

支援施策	内容	担当課
事業者に対する理解の増進	事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者支援の必要性について理解を促すため、広報紙等による啓発に取り組みます。	環境生活課
生活困窮者等就職困難者への就労支援	自立相談支援事業や就労支援事業など生活困窮者等の支援に取り組みます。	福祉事務所

5 支援施策（基本方針5）

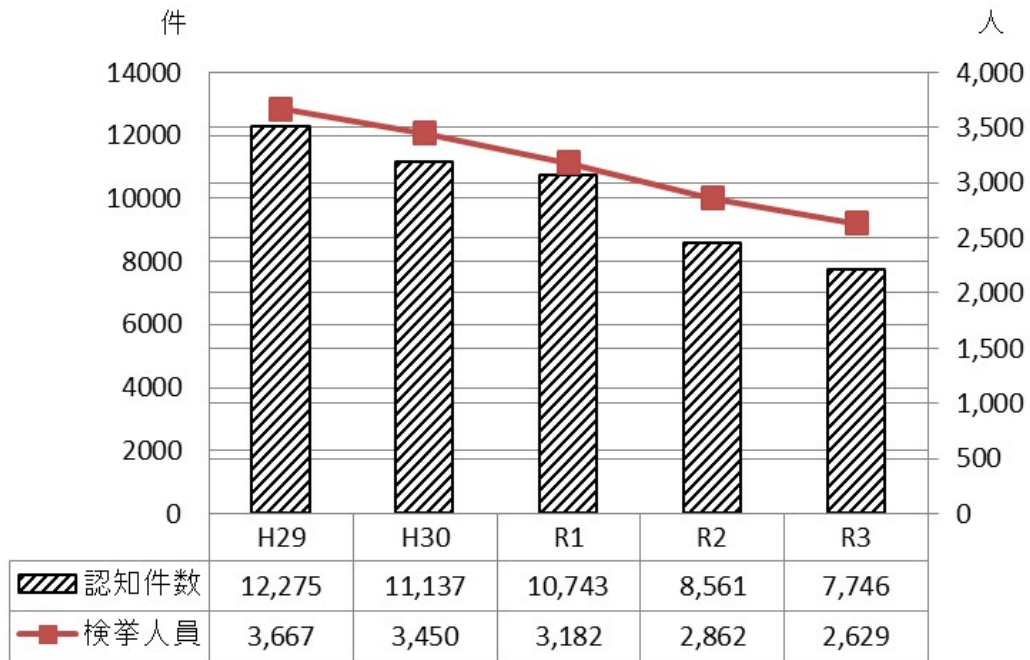
犯罪被害者等への理解の促進

【理解の増進】市条例第16条

支援施策	内容	担当課
広報紙やホームページの活用	広報いといがわやホームページ等を活用した広報に努めます。	環境生活課
道徳教育、人権教育、同和教育の充実	道徳教育、人権教育、同和教育に関わる教職員向けの研修会等を実施し、指導力の向上と教育活動の充実、いじめや問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	こども教育課
生命(いのち)の安全教育の推進	国が作成した「生命(いのち)の安全教育教材」を活用して、児童・生徒に性被害の当事者(加害者、被害者、傍観者)にならないための教育を推進します。	こども教育課

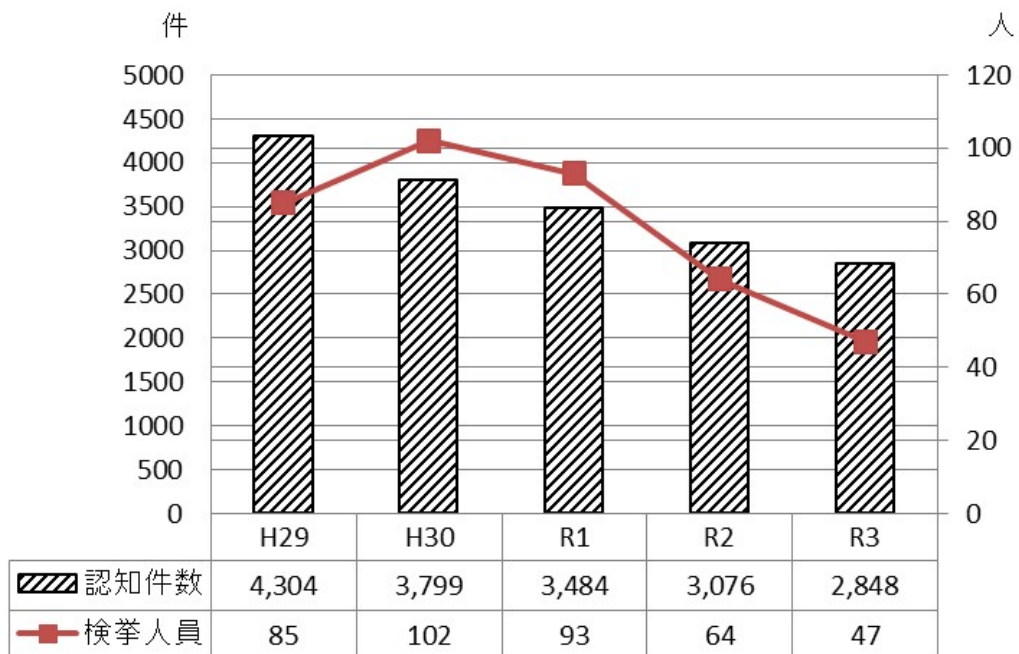
資料編

新潟県内の刑法犯認知件数と検挙人員の推移



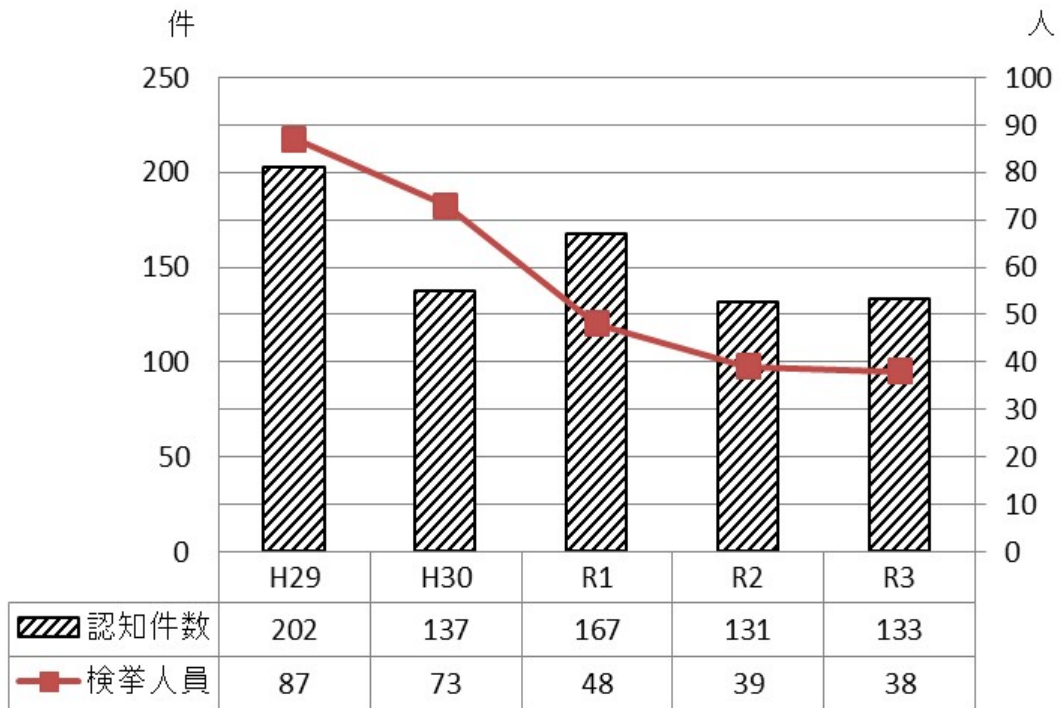
「犯罪傾向と少年補導概況」参照

新潟県内の交通事故発生状況の推移



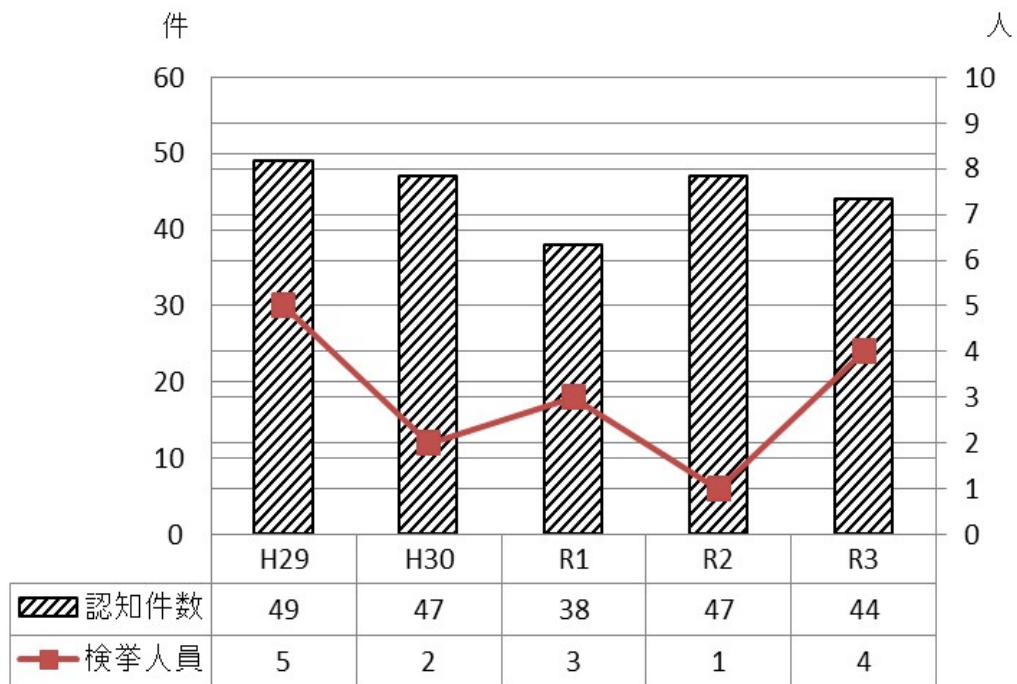
「交通事故のあらまし」参照

糸魚川警察署管内の刑法犯認知件数と検挙人員の推移



「犯罪傾向と少年補導概況」参照

糸魚川市内の交通事故発生状況の推移



「交通事故のあらまし」参照

犯罪被害者等基本法

(平成 16 年 12 月 8 日)

(法律第 161 号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 14 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進^{ちよく}捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長)

第 26 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 27 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 国家公安委員会委員長

(2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 3 号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 28 条 前条第 1 項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 3 号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 29 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成17年政令第67号で平成17年4月1日から施行)

附 則 (平成26年6月25日法律第79号) 抄

(施行期日等)

第2条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、新潟県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の取扱いに配慮し、適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し、事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画を定めるものとする。

(意見の反映)

第8条 市は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策について、犯罪被害者等の意見を反映するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第10条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

第12条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第13条 市は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第14条 市は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、糸魚川市営住宅条例(平成17年糸魚川市条例第183号)第2条第1号に規定する市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第 15 条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての事業者への啓発活動その他必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第 16 条 市は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう努めるものとする。

(支援の制限)

第 17 条 市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

糸魚川市犯罪被害者等見舞金支給規則

令和4年3月22日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸魚川市犯罪被害者等支援条例（令和4年糸魚川市条例第10号）第10条の規定に基づき、犯罪被害者等に支給する見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1月以上であり、かつ、通算3日以上入院(精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない。)が必要であると医師に診断されたものをいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡し、又は重傷病を受けた者をいう。

(4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(第5条の規定による第1順位の遺族(当該犯罪行為が行われた時において、新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第1項に規定する申請時において、本市に住所を有する者に限る。)をいう。以下同じ。)

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時において、新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第2項に規定する申請時において、本市に住所を有する者に限る。)

2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。

3 市長は、第1項各号の支給対象者がやむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住している場合は、その居住している事実が客観的に確認できる書類の提出により、当該支給対象者が本市に住所を有しているとみなすことができる。
(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病により死亡した場合において、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。他の地方公共団体において、重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とみなし、その他のときは同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先順位とし、実父母を

後順位とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(支給の制限)

第6条 第3条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合は見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(遺族見舞金)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われた時において、新潟県内各市町村に住所を有していた、又は居住していた者であるときは、その事実を証明する書類(住民票、戸籍の附票等)
 - (2) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (3) 申請を行う者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等)
 - (4) 申請を行う者が、犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)
 - (5) 申請を行う者が生計維持遺族であり、第1順位遺族の決定に必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票等)
 - (6) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(様式第3号)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 重傷病見舞金の支給の申請を行う者は、犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書(様式第4号)及び犯罪被害申告書(重傷病見舞金)(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書(犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数及び病名を明記したもの。ただし、精神疾患に係るものにあつては、入院日数の記載を要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であつたことを明記したもの)
 - (2) 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われた時において、新潟県内各市町村に住所を有していた、又は居住していた者であるときは、その事実を証明する書類(住民票、戸籍の附票等)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 第3条第1項各号の支給対象者が、やむを得ない理由により第1項又は前項に規定する申請をすることができない場合は、当該支給対象者に代わり、その親族等が当該申請をすることができる。

(支給の申請期限)

第8条 前条に規定する申請は、犯罪行為が発生した日から1年以内に行わなければならない。ただし、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合において、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を申請するときは、当該犯罪被害者が死亡した日から1年以内は、当該申請をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に、前条に規定する申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、当該申請をすることができる。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、見舞金の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第6号)又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第7号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する見舞金の審査に際し、申請を行った者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

- 3 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給決定者」という。)は、犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第8号)により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、受給決定者が次のいずれかに該当したときは、第9条第1項の規定による見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により見舞金の支給の取消しを行ったときは、市長は、犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(様式第9号)により受給決定者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 見舞金の支給を受けた者は、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、市長が別に定める日までに当該見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

連携団体

公益社団法人 にいがた被害者支援センター
性暴力被害者支援センターにいがた
〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番3号
新潟ユニゾンプラザ ハート館2F
TEL/FAX 025-281-2131

糸魚川警察署

糸魚川警察署被害者支援連絡協議会

〒941-0066 糸魚川市寺島2丁目6番1号
TEL 025-552-0110